

現 行	改 正 後
【本編】 Ⅱ－１ 経営管理 Ⅱ－１－２ 主な着眼点 (1) (略) (2) 取締役及び取締役会 ①～⑪ (略) ⑫ 取締役会において選任する保険計理人については、当該保険計理人（選任しようとする者を含む。）が保険業法施行規則（以下、「規則」という。）第78条に規定する要件に該当する者であることに加え、<u>社団法人日本アクチュアリー会（昭和38年5月14日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。以下、「日本アクチュアリー会」という。）</u>において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員としての資質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、保険計理人として適切な者であるかについて定期的に確認しているか。 ⑬ (略) Ⅱ－３－１４ オペレーショナル・リスク管理態勢 Ⅱ－３－１４－１ 事務リスク管理態勢 Ⅱ－３－１４－１－２ 主な着眼点 (1)～(3) (略) (4) 人事管理態勢 人事管理にあたっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。<u>年一回以上1週間以上の職場離脱を取得させているか。</u>職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。	【本編】 Ⅱ－１ 経営管理 Ⅱ－１－２ 主な着眼点 (1) (略) (2) 取締役及び取締役会 ①～⑪ (略) ⑫ 取締役会において選任する保険計理人については、当該保険計理人（選任しようとする者を含む。）が保険業法施行規則（以下、「規則」という。）第78条に規定する要件に該当する者であることに加え、<u>公益社団法人日本アクチュアリー会（以下、「日本アクチュアリー会」という。）</u>において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員としての資質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、保険計理人として適切な者であるかについて定期的に確認しているか。 ⑬ (略) Ⅱ－３－１４ オペレーショナル・リスク管理態勢 Ⅱ－３－１４－１ 事務リスク管理態勢 Ⅱ－３－１４－１－２ 主な着眼点 (1)～(3) (略) (4) 人事管理態勢 人事管理にあたっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。<u>人事担当者等と連携し、連続休暇、研修、内部出向制度等により、最低限年一回、一週間以上連続して、職場を離れる方策をとっているか。</u>職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。

現 行	改 正 後
Ⅱ－4 業務の適切性 Ⅱ－4－3 保険募集態勢 Ⅱ－4－3－2 生命保険契約の締結及び保険募集 (1)、(2) (略) (3) 準用金融商品取引法第37条の3関係 ①、② (略) ③ 法第118条第1項に規定する運用実績連動型保険契約に係る契約締結前交付書面の記載事項については、以下の点に留意することとする。 (ア)～(ウ) (略) (エ) 資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)に準拠しているかに関する検証 ア. (略) イ. 規則第234条の24第1項第15号の規定に基づき、契約締結前交付書面に規則第53条の2第2項各号に掲げる事項を記載する場合、同項第3号の「当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が保険会社の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険会社と密接な関係を有する者として令第13条の8第1項各号に掲げる者及び子会社等に該当する場合に、その旨を記載する。 また、規則第53条の2第2項第3号の当該保険会社とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。 ④、⑤ (略) (4)～(11) (略) Ⅱ－4－5 顧客保護等	Ⅱ－4 業務の適切性 Ⅱ－4－3 保険募集態勢 Ⅱ－4－3－2 生命保険契約の締結及び保険募集 (1)、(2) (略) (3) 準用金融商品取引法第37条の3関係 ①、② (略) ③ 法第100条の5第1項に規定する運用実績連動型保険契約に係る契約締結前交付書面の記載事項については、以下の点に留意することとする。 (ア)～(ウ) (略) (エ) 資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)に準拠しているかに関する検証 ア. (略) イ. 規則第234条の24第1項第15号の規定に基づき、契約締結前交付書面に規則第54条の4第2項各号に掲げる事項を記載する場合、同項第3号の「当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が保険会社の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険会社と密接な関係を有する者として令第13条の8第1項各号に掲げる者及び子会社等に該当する場合に、その旨を記載する。 また、規則第54条の4第2項第3号の当該保険会社とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。 ④、⑤ (略) (4)～(11) (略) Ⅱ－4－5 顧客保護等

現 行	改 正 後
Ⅱ－４－５－１ 顧客に対する説明責任、適合性原則 Ⅱ－４－５－１－２ 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 (1)～(8) (略) (9) <u>規則第 53 条第 1 項第 7 号に規定する運用報告書の作成に当たっては、以下の点に留意することとする。</u> ① <u>規則第 53 条第 1 項第 7 号イに掲げる保険契約に係る運用報告書</u> ア. <u>規則第 53 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する「財務又は業務（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）に関する外部監査」には、以下のもの（これらに相当するものを含む。）が該当する。</u> (ア) 財務諸表監査及び内部統制監査 (イ) 会社法に基づく会計監査人による会計監査 (ウ) 内部統制保証業務 (エ) 資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）に準拠しているかに関する検証 イ. <u>規則 53 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する「当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が保険会社の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険会社と密接な関係を有する者として令第 13 条の 8 第 1 項各号に掲げる者及び子会社等に該当する場合に、その旨を記載する。</u> ウ. <u>規則第 53 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する当該保険会社とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。</u> ② <u>規則第 53 条第 1 項第 7 号ロに掲げる保険契約に係る運用報告書運用報告書に、以下の事項が記載されているか。</u> ア. 当期の運用実績の推移 (注) 当期の諸費用に関する事項を反映した運用実績を記載した書面を交付する等の、当該顧客ごとの費用控除後の運用実績を顧客に対し明示する措置を講ずること。 イ. 当期の運用方針及び当該運用方針に従った投資行動が行われたかについての分析	Ⅱ－４－５－１ 顧客に対する説明責任、適合性原則 Ⅱ－４－５－１－２ 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 (1)～(8) (略) (9) <u>運用報告書等の作成に当たっては、以下の点に留意することとする。</u> ① <u>規則第 74 条第 1 号に掲げる保険契約に係る運用報告書</u> ア. <u>規則第 54 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する「財務又は業務（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）に関する外部監査」には、以下のもの（これらに相当するものを含む。）が該当する。</u> (ア) 財務諸表監査及び内部統制監査 (イ) 会社法に基づく会計監査人による会計監査 (ウ) 内部統制保証業務 (エ) 資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）に準拠しているかに関する検証 イ. <u>規則第 54 条の 4 第 2 項第 3 号に規定する「当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が保険会社の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険会社と密接な関係を有する者として令第 13 条の 8 第 1 項各号に掲げる者及び子会社等に該当する場合に、その旨を記載する。</u> ウ. <u>規則第 54 条の 4 第 2 項第 3 号に規定する当該保険会社とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。</u> ② <u>規則第 74 条第 3 号に掲げる保険契約に係る運用状況報告書運用状況報告書に、以下の事項が記載されているか。</u> ア. 当期の運用実績の推移 (注) 当期の諸費用に関する事項を反映した運用実績を記載した書面を交付する等の、当該顧客ごとの費用控除後の運用実績を顧客に対し明示する措置を講ずること。 イ. 当期の運用方針及び当該運用方針に従った投資行動が行われたかについての分析

現 行	改 正 後
ウ. 今後の運用方針 (10)、(11) (略) (12) 厚生年金基金を保険契約者とする保険契約の引受けに関し、以下の点に留意した態勢が整備されているか。 ①、② (略) ③ <u>規則第 53 条の 2 第 2 項第 2 号</u>に規定するファンド資産及びその運用に係る重要な業務を行う者に係るデューディリジェンス及び継続的なモニタリングを行うに当たり、その具体的な基準及び手法を定めた社内規則等を整備するとともに、コンプライアンス部門やリスク管理部門が当該デューディリジェンス及びモニタリングの実施状況につき検証を行う等、必要に応じた適切な態勢が整備されているか。 (13)～(23) (略)	ウ. 今後の運用方針 (10)、(11) (略) (12) 厚生年金基金を保険契約者とする保険契約の引受けに関し、以下の点に留意した態勢が整備されているか。 ①、② (略) ③ <u>規則第54条の4第2項第2号</u>に規定するファンド資産及びその運用に係る重要な業務を行う者に係るデューディリジェンス及び継続的なモニタリングを行うに当たり、その具体的な基準及び手法を定めた社内規則等を整備するとともに、コンプライアンス部門やリスク管理部門が当該デューディリジェンス及びモニタリングの実施状況につき検証を行う等、必要に応じた適切な態勢が整備されているか。 (13)～(23) (略)